

アメリカにおける下品な番組の規制について

佐々木 秀 智

1 はじめに

アメリカの1996年電気通信法（Telecommunications Act of 1996）は、性的にあからさまな成人向けビデオ番組その他下品な（indecent）番組から視聴者を保護するために、ケーブルテレビについては、ケーブル事業者に対し番組を理解可能な方法で視聴することができないようにするためにその番組の信号コンテンツを再配列するスクランブル規制を実施し（640条）、地上波放送については、テレビ製造メーカーに対し、13インチ以上のテレビ受像機に性的、暴力的その他の下品な題材が多い番組をブロックするいわゆるVチップの内蔵を義務づけている（551条）⁽¹⁾。

Vチップ採用について連邦議会は、同条において「（4）調査によると、児童はテレビジョンの性的な題材の浸透及びその不用意な取り扱いの影響を受けており、その結果、責任ある態度及び行動を子供の身につけさせようとするその両親の能力をむしろ減弱させており」、「（7）両親は、暴力的及び性的なビデオ番組に対して重大な懸念を表明しており、またその子供に有害であると考えるビデオ番組を家庭でブロックするためのより大きな監督権を寄与してくれるような技術を強力に支持している」といった事実認識を明らかにし、「（8）児童に有害なビデオ番組の望ましくない影響を制限する権能を両親に付与することは、やむにやまれない政府利益であり」、「（9）近時公開されるビデオ番組の特徴についての時宜を得た情報及び両親がその子供に有害であるとする暴力的、性的その他の番組を容易にブロックすることができるようにするための技術的ツールを提供することは、やむにやまれない政府利益を達成するための押し付けでない、限定的に画定された手段である」と結論づけている。

以上の1996年法に象徴されるように、アメリカでは、チャンネルを変える際

の性的及び暴力的（並びに流神的な）表現への懸念から、性的にあからさまな又は不快な言論に接する可能性を制限する立法を働きかける動きが盛んであり⁽²⁾、その観点から放送及びケーブルテレビ上の下品な番組規制も実施されてきた。しかし、そのような規制が表現の自由を保障する修正第1条との関係で様々な問題を生じさせてきたのも事実である。特に、下品な表現が修正第1条の保護を、限定的なものにし、受けることから、そこで下品な番組規制の利益とのいかなる利益衡量がなされるべきかにつき深刻な問題を提示する。そこで本稿は、この問題について、合衆国最高裁がいかなる判断を下してきたのかを中心に、放送及びケーブルテレビ上の下品な番組の規制の修正第1条上の位置づけのながれについて検討する。

2 下品な表現と修正第1条

合衆国最高裁（以下、最高裁）は、猥褻表現に関し修正第1条の保護を否定しているが、下品な表現は、その保護の程度は限定的なものであるが、一定程度の修正第1条の保護を受けるとしている。そこでは、成人には受け入れられるが、未成年には受け入れられない表現物として下品な表現物が理解されている。

たとえば、猥褻表現につき、猥褻な又は下品な図画の郵送による頒布を禁止した連邦法の合憲性が問題となった1957年のロス事件（Roth v. United States）⁽³⁾において、最高裁は、「猥褻表現は、憲法によって保護されるところの言論又は出版の領域に含まれない」と判示したが⁽⁴⁾、このような判示の根拠として最高裁は、「わずかな社会的重要性をもつものでさえ一反体制的な思想、論争的な思想、はたまた一般的な思想潮流に敵対的な思想でさえすべての思想は、それ以上に重要な社会的利益の限定された領域を侵害するものであることを理由に排除しうるものでない限り、修正第1条の十分な保護を受ける。しかし、修正第1条の歴史が暗に示唆しているのは、社会的重要性を全く有していないものとしての猥褻の拒絶である。それを根拠に拒絶を行うのは、猥褻は制約されるべきであるとの普遍的な判断に映し出されて50以上の国家の国際的合意、48全ての州に存在する猥褻規制法、1842年から1956年までに連邦議会が20の猥褻規制法を制定したことに反映されている」ことを挙げている⁽⁵⁾。

一方下品な表現については、たとえば、17才以下の者に女性の裸体が写った「未成年に有害な」(harmful to minors)文書等の販売を禁止する州法の合憲性が問題となった、1968年のギンズバーグ事件 (Ginsburg v. New York)⁽⁶⁾において示された。最高裁は、子供の福祉というものが正当な政府の利益であることを認定し、当該利益が「少なくとも立法機関が性に関する文書を未成年にさらすことが有害であると認定したことが相当であったならば、当該文書の17才以下の未成年への入手可能性を制限することを正当化する」⁽⁷⁾として、当該州法の合憲性を承認した。その際、最高裁は「子供の福祉に第一義的な責任を持っている、両親、……教師、……は、この責任の履行を補助するよう定められた諸法の援助を受ける権利を有する」こと⁽⁸⁾、および未成年が「自由かつ自律的によく発達させられた」個人に成長するよう促進するという、未成年の福祉に関する政府独自の利益⁽⁹⁾をも認定した。

そして、下品な表現とは何であるかが議論されたのが、成人映画へのゾーニング条例による拡散規制の合憲性が問題となった、1976年のヤング対アメリカン小劇場社事件 (Young v. American Mini theatres, Inc)⁽¹⁰⁾である。同事件では、結局、当該条例の合憲性は承認されたが、このような表現の修正第1条上の位置づけに関しては、法廷意見が形成されなかった⁽¹¹⁾。

まず、スティーブンス判事 (John Stevens) 執筆による4人の判事の相対多数意見は、「保護される言論の領域においてさえ、内容に関する差異が異なった政府の対応を要求する」として、その例として名誉毀損的表現、営利的言論、下品な表現を挙げ、これらの言論の範囲を画定する「境界線は、保護されるコミュニケーションの規制における内容中立性という政府の至上の義務に違反することなく、画定しうる」と述べ、さらに「我々は、修正第1条が、議論の余地のある審美的価値を有する好色な文書を全面的に抑圧することを承認しないであろうと認定するけれども、この種の表現形態を保護する際の社会的価値は、……自由な政治的討論における利益よりも、全く異なり、かつ全く小さい影響力しかない」として、当該条例は、合理的な制約を行っている結論づけた⁽¹²⁾。

ステュワート判事 (Potter Stewart) 執筆による4人の反対意見は、「ここで論じられている『不快な』(offensive) 言論が『重要な』話題……について触れていないという事実は、憲法上の低い保護にしか値しない、ということ

意味するものではない。……さらに、猥褻に関する司法上の決定の不存在から、当該言論が『重要』でないということは、当裁判所の用語においてさえ、決して明確なものではない」とし、従来の判例がそのような考え方を取っていないことを指摘し、「修正第1条の保障を厳格に実行することの結果がしばしば不愉快なものである、ということを裁判所は決して忘れてはならない。微小又は全く価値のないように思われる多くの言論が、思想の自由市場に参入し、我々の社会的議論の質及び、さらに一般的に言えば、我々の生活の静穏を脅かすかもしれない。しかし、それらは、憲法上の自由の対価である」⁽¹³⁾と結論づけている。

これ以降も下品な表現を憲法上どのように捉えるかに関しては、一致した見解が形成されておらず混乱したままである（このことは、後に検討される、パシフィカ財団事件においても、デンバー事件においても同様である）。

3 放送上の下品な番組の規制をめぐる議論

3.1 放送上の下品な番組の規制の展開

1927年無線法（Radio Act of 1927）29条は「無線通信によって、猥褻な、下品な又は流石な言葉を述べた者は、10000ドル又は2年を越えない禁固刑、あるいはその双方を科する」として下品な番組を禁止し、同条項はその後合衆国法典第18巻1464条に挿入され、1934年通信法（Communications Act of 1934）でもそのまま残され、現在に至っている。また、1934年通信法312条は、FCCに対し、1464条に違反するとFCCが認定した場合、その局の放送免許を取り消す権限（47 U.S.C. § 312 (a)(6)）及び停止命令（cease and desist order）を下す権限（47 U.S.C. § 312 (b)）を与えている。さらに同法は、1464条に違反した者に対して金銭没収を科す権限をFCCに与えている（47 U.S.C. § 503(b)(2)）。FCCはまた、あるラジオ局がテレビ放送免許を申請した際に、そのラジオ局が6つの「卑わいできわどい」（vulgar and suggestive）歌を放送していたという事実認定に基づき、その申請を却下したり⁽¹⁴⁾、1464条に違反して下品な言葉を放送したという事実認定に基づいて免許の更新を認めなかったり⁽¹⁵⁾、1934年通信法307条及び308条（47 U.S.C. § 307, 308）に基づき期間を限定した更新を認めたりする⁽¹⁶⁾、というように免許申請手続及び更新手

続において下品な番組を規制してきている。その他にも、「公共の利益において、無線の広汎かつ効率的な利用を促進する」よう規定する1934年通信法303条(g) (47 U.S.C. 303(g))に基づいて、FCCは、宣言的命令 (declaratory order) を下す権限を有している。

そのなかでFCCは、ラジオでのあるロック・バンドのメンバーに対するインタビューにおいて、そのメンバーが「くそつたれ」(shit) であるとか、「くそくらえ」(fuck) といった言葉を繰り返し発言した事実に基づいて、そのラジオ局に100ドルの罰金を科した際に、「下品な」(indecent) 表現を、「社会的価値を回復することなく」、そして「その時代のコミュニティの基準に基づいて、明らかに不快なもの」と、はじめて定義づけた⁽¹⁷⁾。

3. 2 パシフィカ財団事件最高裁判決

このような放送上の下品な番組に関する規制について、最高裁は、1978年のパシフィカ財団事件 (FCC v. Pacifica Foundation)⁽¹⁸⁾ において、初めて合憲性を判断した。

本件は、あるラジオ局が午後2時に放送している「汚い言葉」(Filthy Words) と題する独白番組の中で、ジョージ・カーリン (George Carlin) という社会風刺家が「七つの汚い言葉」(Seven Dirty Words) を繰り返した頻繁に使用し、その放送を、放送局の警告にもかかわらず、子供と一緒に自動車に乗っていた父親が聞き、その父親の抗議に基づきFCCが、同番組の放送が下品であるとして、宣言的命令を発したことが問題となった⁽¹⁹⁾。

FCCは、このような判断を下した際、まず、放送メディア特有の性格として、(a)親の監督下にはない子供がラジオにアクセスできること、(b)ラジオの受信者は、人々のプライバシーの利益がさらなる保障をうけるべきところの家庭の中にいること、(c)事前の同意を得ていない成人が、不快な言葉についての何らの警告を受けることなく、その局にスイッチを入れること、及び(d)電波の希少性が放送を他の通信モード以上の規制を正当化することを挙げ、また、下品な表現を規制することの基礎にある原理は、公共ニューサンス (public nuisance) に類似したものであると述べた⁽²⁰⁾。

以上を前提としてFCCは、ミラー事件判決に照らしたうえで、従来のFCCの定義を「再定義」(reformulating) すると述べ、下品な番組というもの

を、「子供が視聴しうる相当な真がある時間帯に、放送メディアにとってのその時代のコミュニティーの基準によって画定されたところの明らかな不快さに基づいて、性的又は排泄に関する活動及び器官を記述する言葉に子供をさらすことと密接な関係を有する」ものである、と定義した⁽²¹⁾。

さらにFCCは、1464条の目的に照らして、「下品」という言葉は、猥褻概念に包含されるものではなく、この二つの言葉は、それぞれ異なったものを対象とするものであると述べた⁽²²⁾。そしてFCCは、下品な言葉を「(1)好色的関心に訴える要素を欠き、(2)子供が視聴しうる時間帯に、その文学的、審美的、政治的または科学的価値によって免責されえない」ものであると区別した⁽²³⁾。

以上のFCCの命令に対して、パシフィカ財団側は訴訟を提起した。これについてコロンビア特別区連邦控訴裁は、当該命令が、放送上の言論の検閲を禁止する1934年通信法326条に違反すると判示した⁽²⁴⁾。これを不服としたFCCが上告した。

最高裁は、結論としてはFCCの立場を支持したが、「下品な」(indecent)表現が修正第1条上の保障を受けるか否か、また受けるとしてもどの程度の保障を受けるのかに関して、まず、下品な表現は修正第1条上の保護をうけるが、表現としての価値が低く、他の表現よりも低い保護しか受けないという相対多数意見と、その表現の価値を判断するのは市民であって、裁判所が判断できるものではないとする意見、このような表現が「猥褻」(obscene)と同義であるとする反対意見の三つが対立した⁽²⁵⁾。

まず、相対多数意見は、「猥褻な図画は、その内容がその時代の道徳基準に反するという理由から修正第1条の保護を否定されてきた。……しかし、社会がその言論が不快であると判断した事実、その言論を抑圧するための十分な根拠となりえない」とし、その理由として「政府は思想の市場においては中立でなければならないというのが修正第1条の中心概念である」ということを挙げている。そして、下品な言葉のような「これらの言葉は、通常、文学的、政治的、科学的価値を欠くが、これらの言葉が全く修正第1条の範囲外である、ということではない。最も不快であるような言葉の使用が、疑問の余地なく保護されることがある」として、「そのような現象は、不快に対する許容度と、マーフィー判事(Frank Murphy)の言葉によれば『社会的価値』の両者が状

況によって変化する、という言論の特性によるものである。ある状況においては何でもない言葉が他の状況においては衝撃的なものである」ことから、本件で問題となった言葉は、衝撃的なものであったとしている⁽²⁶⁾。

また、パウエル判事の一部同意意見は、「本件の結論は、カーリーンのモノログが、全体として、またはそれを構成する一語一語から、公職立候補者の運動中の演説よりも、多かれ少なかれ、『価値』を有しているか否かについて明らかにするものではない。このような判断は、個々人それぞれが行うべきものであって、裁判官がおしつけうるものではない」と述べ⁽²⁷⁾、このような表現は、放送メディアの特性にのみ基づいて規制されうるものであると結論づけた。

他方、ステュワート判事の反対意見は、1464条で「下品な」という文言が使用されていることから、連邦議会が猥褻な言論以外の何も禁止する意図はなかったと判断し、このような解釈に基づき、FCCに本件でのような権限は付与されておらず、FCCの行為は違憲であると結論づけた⁽²⁸⁾。

以上の対立にかかわらず、どの立場を採るにしても、このような言葉が規制される根拠として、「社会的影響力論」(pervasiveness)及び「子供のプライバシー」(children's privacy)保護の必要性が挙げられた。

まず、「社会的影響力論」に関しては、次のように述べられた。

「放送メディアは、全てのアメリカ人の生活において特殊な影響力を確立してしまった。電波によって放送された、明白に下品で、猥褻なものである番組が、公共の場にいる市民だけでなく、個人の一人にしておいてもらう権利が家庭への侵入者の修正第1条上の権利も明白に優先される家庭という私的な場所にいる市民の面前にも映し出される。放送の聴衆はスイッチを絶え間なく入れたり、消したりするという事情から、事前の注意というものが、聴取者又は視聴者が望んでいない番組内容から彼らを完全に保護することはできない⁽²⁹⁾」。

次に、「子供のプライバシー」保護に関しては、次のように述べられた。

「放送というものは、特に子供に、読む能力がないほど幼い子供にさえ、アクセスすることができる。コーヘンが書いたメッセージは、第1年生には理解困難なものであるけれども、パシフィカの行った放送は子供の語彙力を即座に増大させたであろう。不快な表現に関する他の方法は、その情報源を制約することなく、子供に与えないようにすることができる。たとえば、書店であると

か、映画館は、淫らな図画を子供に近づけることを禁止される。我々は、ギンスバーグ事件判決において、『幼年者の福祉』における、また『両親の自身の家庭内での権威の主張』を補助する場合における政府の利益が、その他の方法では保護されるところの表現の規制を正当化する、と判示した。子供が放送図画へのアクセスをうることができるという容易さが、ギンスバーグ事件で認定されたことと相まって、下品の放送に関する特別な対応を的確に正当化する⁽³⁰⁾」。

3. 3 パシフィカ財団事件最高裁判決以降の動き

3. 3. 1 FCCによる下品な番組の規制

パシフィカ財団事件判決以降、FCCは、下品な番組の禁止を「その衝撃力を理由に、カーリーンの『汚い言葉』に類似した又は同一の言葉の反復的な使用」を含んでいる題材にのみ限定し、それに加えてFCCは、猥褻ではないが下品な題材を午後10時以降放送する放送事業者を訴追することはなかった⁽³¹⁾。

しかし、1987年にFCCは、放送における下品な表現を包括的に禁止することを目的とした「全ての放送免許所有者及びアマチュア無線免許所有者に適用されるべき下品な表現に関する新実行基準に関する公告」を公表した⁽³²⁾。同公告においてFCCは、下品な表現を「放送メディアにとってのその時代のコミュニティの基準に基づいて明らかに不快であると判断される方法によって、性的あるいは排泄に関する行為あるいは器官を描写あるいは記述する言葉又は題材」であると定義した。

その後FCCは、下品な題材を放送できるセーフ・ハーバー (safe harbor) 時間を深夜12時から午前6時に限定し、さらに、「7つの汚い言葉」に基づく下品な表現基準が「下品な番組の禁止を実施するためには非常に限定的な方法」しか提示しえないと判断し、下品であるところの言論には、7つの汚い言葉の使用だけでなく、それ以上のものが含まれなければならない、と結論づけた。しかし、新しい下品な表現基準を実施するに際してFCCは、FCC及び放送事業者が特定の文言に基づいて下品さの判断を行えなくなってしまうが故に、新しい基準が7つの汚い言葉基準よりもさらに複雑な方法であることを認識していたことに注目しなければならない。

そしてFCCは、当該方法が下品な題材から子供を保護するというやむにや

まれない政府の利益に資するだけでなく、このような放送を子供に視聴させたい親、下品な題材を放送したい放送事業者及び猥褻ではない下品な番組を聞きたい成人の利益にも対応している、と結論づけた。

このような規制に関し、コロンビア特別区連邦控訴裁は、1988年の（第一次）子供のテレビジョンのための行動委員会事件（Action For Children's Television v. FCC）⁽³³⁾において、「猥褻ではなく下品であるところの放送題材は、修正第1条の保護を受ける」と述べつつも、ギンズバーグ事件判決を引用しつつ「下品な題材への子供のアクセスは規制されうる」とし、「注目すべき社会的価値を有する題材のいくつかは、子供への親の監督という観点からみて、そのような価値を有さないものと同じぐらいに不快な言葉や描写が含まれている。その著作の全体的な価値は、一定の単語及び用語の子供への衝撃を必ずしも変化させるとは限らない」が故に、FCCの規制自体は違憲ではない、と判示した⁽³⁴⁾。しかしながら、同裁判所は、「内容に基づく規制は、通常『政府が当該規制はやむにやまれない政府の利益に資するよう明確に画定された方法であると証明し得た場合にのみ、支持されうる』……。最高裁は、『未成年者の精神的及び身体的福祉の保護』が『やむにやまれないもの』であると認定してきた……。しかし、言論統制の文脈においては、この利益は、慎重に画定された規制によってのみ資されうる」⁽³⁵⁾と一般論を示した後、「放送事業者及びその視聴者の自由及び選択を保護するために修正第1条の射程を認めるのに必要な正確性は、FCCが合理的な『セーフ・ハーバー』規則を適用しない限り達成されえない、と確信する」と結論づけ、FCCが午後10時以降のセーフ・ハーバー時間を削減したことは、憲法上の基準に合致していないと認定し、FCCに対し「下品な題材を放送できる時間を、十分かつ公正な聴聞手続を設けて、再決定する」よう命じた⁽³⁶⁾。

3. 3. 2 連邦議会による下品な番組の包括的禁止

FCCが1988年連邦控訴裁判決に基づく規則制定を行わないうちに、連邦議会は、歳出配分承認法（Appropriation Act）において、FCCに「合衆国法典第18巻18編1464条に従って、当該規定を24時間実施する規則を制定」することを命じた⁽³⁷⁾。FCCは、「歳出配分承認の文言が指し示すものは、我々に一切の裁量を認めない」と結論づけて、同法に基づいて、全ての下品な題材の放送を禁止する1464条に合致する新しい規則を制定した⁽³⁸⁾。それと同時にFC

Cは、1988年連邦控訴裁判決によって命じられた手続をしないことを決定した⁽³⁹⁾。

しかし、最終的にFCCは、聴聞手続を行った⁽⁴⁰⁾。これは、この期間に、下品な通信の規制が問題となったセーブル事件（Sable Communications of California, Inc. v. FCC）⁽⁴¹⁾において、最高裁が商業目的の下品な電話メッセージ・サービスの一律的禁止は違憲であると判示したことから、政府のやむにやまれない利益を実現しうるより制限的でない手段が存在しないことをFCCが証明すれば、下品な番組は規制されうるとFCCが確信し、それを実証する資料を収集するためになされたのである⁽⁴²⁾。

以上の手続を経て、FCCは、親の「積極的な」(active) 監督なしに、「注目すべき数の17才及びそれ以下の子供が、全ての時間帯において、ラジオを聴取し、テレビを視聴しているという相当な危険」を認定し、下品な番組から子供を保護するために、全面的禁止以外選択肢が存在しないと述べ、「下品な番組を24時間禁止することは、憲法上保護された言論の規制に関するセーブル事件判決において定立された基準に適合する」と結論づけた⁽⁴³⁾。

以上の下品な番組を24時間禁止するFCC規則の合憲性が問題となった、1991年の（第二次）子供のテレビジョンのための行動委員会事件（Action For Children's Television v. FCC）⁽⁴⁴⁾において、コロンビア特別区連邦控訴裁は、1988年の第一次判決によりつつ、連邦議会の命令及びそれに基づくFCCの規則制定行為は憲法上の審査を通過しえないと判示し、「第一次判決から連邦議会による歳出配分承認法上の付加条項の適用までの間に採用されていた立場」にもどるよう決定し、「FCCは、連邦議会の命令によって『廃棄』(abandon)されたところの第一次判決における『提起された考慮への返答としての手続開始計画』を再開しなければならない」とし、FCCに対して「十分かつ公正な手続の後、下品な題材を放送できる時間を再決定する際、第一次判決において提起された考慮を慎重に審査及び決定すべきである」と結論づけた⁽⁴⁵⁾。そして、その考慮の例として、その方向に導くための「子供」(children) 及び（下品な題材にさらされる）「相当な危険」(reasonable risk) の定義、関連する年齢グループの人数を明らかにしたところの局毎あるいは番組毎の視聴記録の不十分さ、放送上の下品な番組の規制における政府利益の射程が挙げられた。

この連邦控訴裁判決に対抗して連邦議会は、1992年公共電気通信法（Public

Telecommunications Act of 1992)⁽⁴⁶⁾ 16条(a)において、「FCCは、(1)午前6時から午後10時の間、いかなる曜日においても、深夜12時に、あるいはそれ以前に放送を終了する、全ての公共ラジオ局又は公共テレビ局によってなされる、及び(2)午前6時から深夜12時の間、いかなる曜日においても、(1)において規定された以外の全てのラジオ又はテレビ局によってなされる、下品な番組の放送を禁止するための規則を制定しなければならない」と定めた。

連邦議会の指示に従ってFCCは、「連邦議会が下品な番組の規制に関係する相対立する利益を衡量し、そして、深夜12時から午前6時の間のセーフ・ハーバーがそれぞれの利益を適切に実現すると決定したが故」に、「下品な題材の放送を制約する際の政府の利益に関係する当委員会の記録の改訂に関する問題に限定した」規則制定手続を実施した⁽⁴⁷⁾。

その結果FCCは、政府の利益を(i)「両親が、自身の子供の地上波放送視聴を監督する機会を有していることを確かなものにする」と、(ii)「両親の監督の有無にかかわらず、『未成年者の福祉』を確かなものにする」と、(iii)「『公衆の構成員の全てが、自身の家庭のプライバシーにおいて、下品な題材から自由になる権利』を保護すること」の3つに体系化し⁽⁴⁸⁾、深夜に、あるいはそれ以前に放送を終了する公共のラジオ及びテレビ局が午前6時から午後10時の間に下品な番組を放送することを禁止し、その他の全ての放送局が午前6時から深夜12時までのあいだ下品な題材を放送することを禁止する規則を制定した⁽⁴⁹⁾。

しかし、この1992年法16条(a)及びFCC規則の合憲性が問題となった、1995年の(第三次)子供のテレビジョンのための行動委員会対事件(Action For Children's Television v. FCC)⁽⁵⁰⁾においてコロンビア特別区連邦控訴裁は、従来の諸判決と同様に、やむにやまれない政府の利益を促進するために、その利益を促進する最も制約的でない方法でもって、政府が憲法上保護される言論を規制することができると判示した。

ただ、ここで注目すべき点は、パシフィカ財団事件最高裁判決で提示された「社会的影響力」論と「子供のプライバシー保護」論を挙げ、「ケーブル(……)」といったようなテレビ受信の他の手段の利用可能性の増大にもかかわらず、伝統的な放送メディアは、修正第1条の下で一般的に受忍されるもの以上の規制の対象に十分になることは疑いない」とし、その根拠として「『ペイ・パー・

ビュー』（pay-per-view）チャンネルのような機能を提供されるケーブル加入者と異なり、放送の視聴者は、伝統的な放送事業者の全ての製作物と『契約』しなければならない。したがって、放送の視聴者は、警告なしに、不快な題材に直面しなければならない……。このことは、受信者が『そのような通信を求めかつそれに喜んで料金を支払う』状況とは、明らかに異なる……」ことを挙げ、「これらの諸差異から、ラジオ及びテレビジョン放送は、修正第1条の下で受忍される他のメディアへの規制とは異なった—そしてしばしばより制約的な—規制の対象に十分なりうる」と述べ、「以上の影響を受けるメディアにかかわらず、この種の規制に対して厳格な審査基準を適用するが、16条(a)が審査に耐えうるか否かに関する我々の調査は、放送メディアの有するこの特有な状況を、必然的に、考慮に入れなければならない」と判断したことである。

以上の前提のもとに、同条の合憲性を審査し、FCCの提示した3つの政府の利益が「やむにやまれないもの」であり、セーフ・ハーバー自体は、適切に画定されていると判示した。ただ、公共放送が午後10時以降下品な題材を放送することが可能となる例外規定は、政府のやむにやまれない利益と何ら関係がなく、違憲な区別であると判示した。

4 ケーブルテレビ上の下品な番組の規制

4.1 ケーブルテレビ上の下品な番組の規制の困難さ

以上のような放送上の規制をケーブルテレビにも適用しようという流れは、ケーブルテレビ規制一般が開始された時から存在したが、それを実施するには、放送とは異なった検討が必要である、とされてきた。

たとえば、1981年に「自社の契約者に、有線又はケーブルでもって、ポルノグラフィックあるいは下品な題材を配送した者」を処罰するユタ州法が制定された。同法では、「下品な題材」を裸体像画及び「密通あるいは性的不道徳」(illicit sex or sexual immorality)を記述または描写すること、と定義していた。

同州法の合憲性が問題となった、1982年のホーム・ボックス・オフィス社対ウィルキンソン事件 (Home Box Office, Inc. v. Wilkinson)⁽⁵¹⁾においてユタ北部連邦地裁は、ミラー事件判決基準がケーブルテレビにおける適切な境界を確定するとして、ポルノグラフィックの配送を禁止する部分は合憲であると

し、ジェンキンス (Jenkins) 判事は、「我々すべての中において最も悪い部分に訴えるものは、下品さであると私は考える。そのようなことをする者は、自身を恥じるべきである。しかし、そのことは、そのような者達がすべて処罰されるということを意味しない。我々はそれを我慢する。番組内の何かによって不快な気分になれるような機会に直面した場合我々が採る態度は、起き上がってテレビを消すということである。他のこともする。それは本を読んだり、その番組のスポンサーの商品の購入を拒否したりすることである。そして、我々が心配がちな両親で、『The Dukes of Hazzard』の暴力や馬鹿らしさに大喜びにされなかった場合、テレビを消して、子供に他のことをするよう指示するであろう」と述べ、ある人に不快感を与えるものは、他の人が当該著作における芸術的又は科学的価値を認めることを排除しないとして⁽⁵³⁾、芸術的、文学的及び科学的著作においてこのような題材を描写することを禁止する限りにおいて、同規定が修正第1条に違反すると判示した。

さらに、ユタ連邦地裁は、下品な題材の頒布を行う事業体に対して免許又はフランチャイズ契約の取消を定めたユタ州のロイ市条例の合憲性が問題となった、1982年のユタ州コミュニティ・テレビジョン社対ロイ市事件 (Community Television of Utah, Inc. v. Roy City)⁽⁵³⁾において、「パシフィカ財団事件におけるキー概念は、明らかに不快な題材の放送、そのような題材の子供が視聴可能な時間帯での公共の電波上での放送、聴衆の驚き、『公共の利益』の下でのFCCによる電波の規制権限であった」とし、次のようなケーブルテレビ (cable) と地上波テレビ (broadcast)、それぞれの特徴を提示し、両者が異なったものであると認定し⁽⁵⁴⁾、パシフィカ財団事件判決は当該事件に適用不可能であると判示した。

まず、ケーブルテレビについて、次の特徴を提示した。

1. 利用者は契約することが必要である。
2. 利用者は契約を解除する権限を有している。
3. 制限された広告。
4. ワイヤーを通じての伝送。
5. 利用者は私有のケーブルで信号を受信する。
6. 利用者は使用料を支払う。
7. 利用者は次の見せ物について試写を受ける。
8. 配送者又はその取次業者は、サービス及び増大された信号又はチャンネルの周波数並びに選択肢を付加することができる。
9. ワイヤーは私有されている。

次に地上波放送について、次の特徴を提示した。

1. 利用者は契約する必要がない。2. 利用者は契約を解除する権限を持たない。FCC, 局, ネットワークまたスポンサーに苦情を申し立てることができる。3. 大量の広告。4. 公共の電波を通じての伝送。5. 利用者は公共の電波から信号を割り当てる。6. 利用者は使用料金を支払わない。7. 利用者は, 一般誌又は商業ガイド雑誌から毎日の又は週間の番組リストを受け取る。8. 配送者もその取次業者も, サービス又は信号あるいは選択肢を付加することができない。9. 電波は私的に所有されず, 公的なコントロールを受ける。

これらの諸判決に従ってユタ州は, ニューサンスへ適用される処罰でもって, 下品な題材を規制する立法を行った⁽⁵⁶⁾。

しかし, 同法も, 1985年のユタ州コミュニティー・テレビジョン社対ウィルキンソン事件 (Community Television of Utah v. Wilkinson)⁽⁵⁶⁾において, ユタ連邦地裁が, 「パシフィカ財団事件判決は限定された事実を対象とするものであること」, 「その後の判例がパシフィカ財団事件判決の射程を限定していること」, 「地上波放送メディアとケーブルテレビジョンの基本的な相違」を挙げて, パシフィカ財団事件判決が本件と関係しないと認定し, ミラー事件判決基準を適用し, 明らかに不快な方法による放送に限定していないとして同法が修正第1条に違反していると判示した。

他方, 1983年にユタ州と同様の規定をおいたマイアミ市条例の合憲性が問題となった, 1983年のクルーズ対フィーレ事件 (Cruz v. Ferre)⁽⁵⁷⁾においてフロリダ南部連邦地裁が, ケーブルテレビ・メディアの定義付けを行った上で地上波テレビ放送との比較を行い, ケーブルテレビ加入者はケーブル放送が彼の家庭に導入されることにつき積極的な決定を行っていること, ケーブル加入者は, 月毎の番組表を使って, 放送番組では時々生じる不愉快な驚きを避けることができること, これらに加えて, 子供の保護は, ケーブルテレビで無料で利用可能な「ロックボックス」(lockbox) 又は「ペアレンタル・キー」(parental key) の使用によって確保されることを挙げ⁽⁵⁸⁾, パシフィカ財団事件判決はケーブルテレビの事例には適用不可能であると認定し, 同条例は, ミラー事件判決において定立された規制の厳格な限定を逸脱したものであり, 修正第1条に違反すると判示した。

この事件は控訴されたが, 第11巡回区連邦控訴裁は, 原審判決を支持した⁽⁵⁹⁾。その際同裁判所は, 同規定が大部分の加入者としての聴衆の権利を無

視しているとし、また、真に不快な題材のみが禁止されるために必要な、何らかの社会的、芸術的及び政治的価値を有する題材に向けられたミラー事件判決基準の保護を十分に満たしていないと判示した。そして同裁判所は、さらなる内容規制を認める代わりに、両親の管理可能性及び一定の番組への契約選択権に鑑みて、ケーブル管理者が一定の日時で一定の番組を制限するために一定のチャンネルを今まで以上に管理するようになり、不快であろう番組の時間に先立って、月間番組案内でもって、視聴者に警告することが可能になるが故に、パシフィカ財団事件判決による制限は広汎に過ぎ、パシフィカ財団事件判決をケーブルテレビに適用することは、ケーブル管理者及びその視聴者に厄介な負担を課すことになる、と示唆した⁽⁶⁰⁾。その際同裁判所は、ケーブルと地上波放送の違いを「ケーブル番組はケーブルを自身のテレビ・セットに取り付けられた者にのみ視聴可能である」点に見いだした⁽⁶¹⁾。

4. 2 1992年ケーブル消費者保護及び競争法

以上のような流れのなかで、連邦法上のケーブルテレビ規制を初めて法律によって明確に規定した1984年ケーブル通信政策法（Cable Communications Policy Act of 1984）も猥褻な番組のみを禁止し（47 U.S.C. § 624(d)(1), 636）、下品な番組を規制しなかった。ただ、猥褻及び下品な番組の視聴を制限する「ロック・ボックス」（lock Boxes）制度が導入された（624条(d)(2)）。このことから、連邦議会は、「猥褻」と「下品」の憲法上の区別を認識し、前者のみの規制権限を与えたと考えることが可能である。

しかし、その後連邦議会は、1992年ケーブル消費者保護及び競争法（Cable Consumer Protection and Competition Act of 1992）10条(a)⁽⁶²⁾において、1934年通信法612条(h)の後に次の文言を挿入した。

「ケーブル事業者が、その時代のコミュニティの基準に照らして明らかに不快な（patently offensive）方法でもって性又は排泄に関する記述あるいは描写を行っているときケーブル事業者が合理的に確信する番組を禁止する書面に記載されかつ公表される政策を将来実行することを認めるべきである」

また同条(b)は、FCCに対して「FCC規則によって定義されるところの下品な番組への子供のアクセスを制限することを目的とする規則」及び「(A) 本条にいう営利目的に供されたチャンネルの伝送に向けられた単一のチャネル

ルに、番組提供者によって認められた全ての下品な番組を置くようケーブル事業者に求めることにより、(B)加入者が当該番組へのアクセスを書面で請求しない限り、ケーブル事業者に対し当該番組をブロックするよう求めることにより、また(C)当該番組が、当委員会によって定義されるところの下品なものに該当する場合、ケーブル事業者にそのことを通知するよう番組製作者に求めることにより、(h)項に基づいた自発的規制を行わないケーブル事業者に対する規則」を制定するよう求める規定を1934年法612条(j)として挿入した。

さらに同条(c)は、ケーブル・システムの管理者が、そのシステム上で、猥褻な題材、性的にあからさまな題材又は不法な行為を唆しあるいはあおる題材を含む全ての番組のために、全ての公共、教育上、政府のアクセス設備のためのチャンネルの使用を禁止することができる規則の制定をFCCに求めた。

同法に基づきFCCは規則制定手続を開始し⁽⁶³⁾、その後、まず10条(a)及び10条(b)に関する報告書と規則⁽⁶⁴⁾、10条(c)に関する報告書と規則⁽⁶⁵⁾を公表した。

10条(a)及び10条(b)に関する報告書の中でFCCは、「下品な番組」につき、「性あるいは排泄に関する行為若しくは器官を、ケーブル・メディアにおけるその時代のコミュニティの基準に基づいて明らかに不快な方法によって、記述又は描写するもの」と定義づけた⁽⁶⁶⁾。そして、そこで制定された規則は、リスト・アクセス番組製作者は、自身の番組がそのカテゴリーに該当するのであれば、そのことをケーブル管理者に通知しなければならないというものであった。また、同法の規定を反映して、同規則は、リスト・アクセス・チャンネル上で下品な番組を流すことを私的なケーブル管理者が拒否すること、又は、そのようなことをするよう判断したのならば、その題材をブロックド・チャンネルに分離することを認めた。さらに、同規則は、ケーブル管理者が30日以内に加入者による書面でのブロックド・チャンネルの受信請求を満たさなければならない、とした。

次に、10条(c)に関する報告書の中で、FCCは、政治、教育、政府に関するアクセス・チャンネル上での、「猥褻な題材、下品な題材…、又は不法な行為を唆すあるいは促す題材」を含む番組を禁止した。そのなかで当該規則は、ケーブル管理者が、そのようなアクセス・チャンネル番組製作者に対して、自身の番組は以上のカテゴリーに該当するような題材を含んでいないと証言する

ことを求めることを認めた。

4. 3 デンバー地区教育電気通信コンソーシアム事件最高裁判決

以上の1992年法10条による規制に対してアクセス番組製作者及びケーブル視聴者らが、その合憲性を争う訴訟を提起した1996年のデンバー地区教育電気通信コンソーシアム事件（Denver Area Educational Telecommunications Consortium, Inc. v. FCC）⁽⁶⁷⁾において、最高裁がその合憲性について判断を下した。

しかし、本件判決において最高裁は、同条（b）以外は、法廷意見として統一した見解を打ち出すことができなかった⁽⁶⁸⁾。たとえば、同条（a）に関し、7対2で合憲性を支持したが、同条（c）に関しては、4対5で違憲であると判示し、さらに同条（b）に関しては、3対6で違憲であると判示した。特に、ケネディ（Kennedy）及びギンスバーグ（Ginsburg）判事は全ての規定の違憲性を主張し、それとは逆に、トーマス（Thomas）、スカーリア（Scalia）判事及びレーンクィスト（Rehnquist）首席判事がすべての規定の合憲性を主張している。ブレイヤー（Breyer）、スティーブンス（Stevens）及びソーター（Souter）の三判事は、（a）のみ合憲性を支持し、他の二つは違憲であると結論づけている。また、オコナー判事は、（b）のみ違憲であり、他の二つは合憲であるとしている。

同条（b）について検討した法廷意見（ブレイヤー判事執筆、スティーブンス、オコナー、ケネディ、ソーター、ギンスバーグ判事同調）は、同規定が「加入者が、事前の相当な計画作成なしに、また『明らかに不快な』チャンネルが、全体として、全日、恐らくは全週の間一度に加入者の家庭に侵入することなしに、一つの番組を視聴することを決定することはできない」こと、「『書面による告知』（written notice）要件は、運営者が、注意深く又は不注意に、『明らかに不快な』チャンネルの視聴を希望する者のリストを公開することについて、自身の名誉を気遣う加入者による視聴を制限するであろう」こと、さらに「これらの要件がケーブル・システム運営者に課している費用及び負担によって、運営者は、他の状況においては放送することを認める番組を、深夜においてでさえ禁止するようになるであろう」こと等から、「これらの要件は、明らかに制約的な効果を有している」と結論づけた。それを前提として、

「子供の保護という政府利益」が「やむにやまれない利益」であると認めつつも、「『分離及びブロック』要件は、同規定によって課される言論制約と達成しようとした適法な目的とを適応させているということには同意できない」と判示した。

一方、同条(a)に関しては、相対多数意見（ブレイヤー判事執筆、スティーブンス、オコナー、ソーター判事同調）は、ケネディ判事の反対意見がリースト・アクセス・チャンネルを「公衆通信事業者」（common carrier）と同視する見解を批判しつつ、「本件を、さらに限定的に、関連する利益に照らして、言論に必要以上の過大な制約を課すことなしに、同規定が極めて重要な問題に適切に対処しているか否かを厳密に審査することによって、判断することができる」として、次の点を検討した⁽⁶⁹⁾。

まず「子供の保護」がその「極めて重要な正当性を有する」とし、「やむにやまれないもの」であることを認めた。

次に、「連邦議会による立法がなければ、運営者のコントロールから自由にケーブル・チャンネルへアクセスする方法を失ったであろう番組に、連邦議会がケーブル運営者に規制権限を与えることを認めた」という非常に特異な状況の中から同条が成立したことから、ここで問題となる修正第1条上の利益は、複雑なものであり、アクセス要件自体によって供される利益とケーブル運営者及び番組製作者の修正第1条上の利益への不利益とを衡量することを要求しているとした。

第三に、「アクセス・チャンネルを含むケーブルテレビによる放送は、地上波放送以上ではないにしろ、地上波放送と同様に、『子供へのアクセス可能性』を有している」こと、「アクセス・チャンネルを含むケーブルテレビジョン・システムは、『全てのアメリカ人の生活において特殊に影響力を持った地位を確立してしまった』」こと、「そのような局から送られる『明らかに不快な』題材は、家庭という私的領域にいる市民の眼前に突き出されることができる」こと、及び「『そのような題材を見る必要性を感じた成人』が、テーブルであるとか、劇場といったその他の手段で同様の番組を見つけることをやめられるものはない」ことから、本件は、放送における下品な表現規制が問題となった前述のパシフィカ財団事件判決と同種のものであるとし、パシフィカ財団事件で形成された法理が適用されるとした。

第四に、同規定の「許可」というものは、パシフィカ財団事件判決で問題となった禁止よりも制限的なものであって、それ以上のものではないと判断した。

以上の四つの検討から、同規定は、合憲的に十分に限定的に画定されたものであると結論づけた。

その際、1994年のターナー事件判決（Turner Broadcasting System v. FCC）⁽⁷⁰⁾でケーブルが地上波放送よりも厳格な審査基準が適用されると判示されたことに触れて、「ターナー事件における当裁判所による地上波放送とケーブルテレビとの区別は、ケーブルへの電波の希少性問題の適用不可能性に基づくものであった。その区別は、ターナー事件で問題となった構造規制（再送信義務づけ規則）の正当化に関連するものであったが、テレビ視聴の子供への影響に関する事件には何の関係も有しない。これらの影響は、両親及び子供がいかにテレビ番組を視聴しているか、またその番組がいかに影響力が強く、侵害的であるかの結果である。この点から、ケーブルと地上波放送には違いがあったとしても極くわずかである」としている点に注目すべきである。

しかしながら、同条(c)に関しては、(a)との関係で、ケーブル運営者が、歴史的に、パブリック・アクセス・チャンネルに対して編集上のコントロールを行使してこなかったという「歴史的背景」、パブリック・アクセス・チャンネルにおける番組は、通常、公的及び私的要素によって構成される複雑な監視制度の対象にされてきたという「歴史的相違の結果として形成された制度的背景」、「当該コミュニティが脆弱であると考慮した番組を奨励及び救済することを目的としたシステムの存在が『ケーブル運営者の拒否権』というものが、リースト・アクセス・チャンネルの同様の拒否権よりも子供の保護といった同規定の基本的目的達成により必要でないことを強く示唆している」こと、及び「当裁判所に提出された立法史及び記録の審査が良識が提示するものに合致している、すなわち、現在行われている公的、非営利的コントロール・システムが、通常、『明らかに不快な』番組に関する子供に関係のある問題を回避し、最小限のものとし、または制限するようなものでありうる」こと、といった四つの点を挙げて区別して同規定が違憲であると結論づけた。

これに対し、ケネディ判事の反対意見は、「パブリック・アクセス・チャンネルは、パブリック・フォーラムであり、リースト・アクセス・チャンネルを

命じる諸規定は、公衆通信事業者（common carrier）的義務を創出している。政府が、コモン・キャリア又はパブリック・フォーラムから排除するために、その内容に基づいて一定の言論を傷つきやすいものとした場合、厳格な審査基準が適用される。本件で問題となっている諸規定は、この厳格な審査に耐えることができない。子供を下品な番組から保護するという連邦議会の利益がいかにやむにやまれないものであったとしても、本件で問題となった諸規定は、当裁判所の先例のもとでの審査に耐えうように十分慎重に画定されていない」と主張した⁽⁷¹⁾。このことを前提として、「ケーブル運営者の編集上の裁量といった修正第1条上の権利を回復することに政府は何らやむにやまれない利益を有していない」とし、「一部のケーブル運営者が下品な番組を認め得る範囲において、そのような運営者がサービスを提供する地区に住む子供は保護されないままであるだろう。やむにやまれない利益の部分的提供は、限定的に画定されたものとはいえない」こと、「アクセス・チャンネル上での下品な番組をケーブル運営者が禁止できる範囲において、子供だけでなく、成人もそのようなチャンネルを奪われる」ことから、10条(a)及び(c)の両方が限定的に画定されていないが故に、修正第1条に違反すると結論づけている。

これらとは別に、トーマス判事の反対意見（レーンクイスト首席判事及びスカーリア判事同調）は、ケーブル運営者は、放送事業者と異なり、印刷メディアと同等の修正第1条上の保護を受けるとした。したがって、マイアミ・ヘラルド事件及びパシフィックガス及び電力会社事件両判決法理が適用可能であることから、修正第1条上、ケーブル運営者の編集権は、番組製作者の伝送権及び視聴者の視聴する権利に一般的に優越するとした。そして本件上告人の中にケーブル運営者がおらず、全て番組製作者及び視聴者であることから、ケーブルへのアクセスを規定した規定は、運営者の自由な言論の権利を制約したものであり、憲法上ケーブルメディアを通じて発言する権利を有さない番組製作者の発言機会を拡大したものであるが故に、番組製作者がこの枠組み又はその一部を自身の言論の自由を縮減するものとして訴訟を提起することはできない、と結論づけた⁽⁷²⁾。

5 おわりに

以上から、下品な番組は、その社会的影響力及び子供の保護、さらには放送

電波の稀少性の観点から、緩和された合憲性判断基準でもって、その規制が正当化され、一方ケーブルテレビは、下級裁判所レベルでは、その技術的特性から、放送よりは規制の正当化に厳格な基準が要求されると考えられていたが、1996年のデンバー事件判決のように、最高裁は統一した見解を形成していないことが明らかになった。

デンバー事件判決のプレイヤー判事の意見のように、ケーブルテレビにおける下品な表現規制に、チャンネル数の稀少性を問題にすることは困難である。電波の稀少性と子供アクセス可能性には関係がない。パシフィカ財団事件判決においても、電波の稀少性とは別に、社会的影響力、子供のプライバシーの保護が規制根拠として提示されたのである。社会的影響力及び子供の保護の観点からすれば、放送もケーブルテレビも同一である。

したがって、これらの規制に関しては、「より制限的でない他の選ぶうる手段」(less restrictive alternatives)の存否が問題となる。その観点から、デンバー事件判決において法廷意見が、Vチップなどを定めた1996年法の「新しい規定が合法か否かについて、判断できず、また判断しないが、本件で問題となった規定よりも、明らかに制限的でないものである」と判示していることは、注目に値する。また、ケーブルに特有の諸技術が考慮されることによって、実質的にケーブルが放送よりも厳格な審査の対象となるのは、そのことによって、より制限的でない手段の存在が証明されたからであると捉えることができる。

他方、以上の連邦議会の動きに象徴されるように、アメリカでは下品な番組に対する国民の懸念を的確に反映し、それに対し、最高裁を中心として、修正第1条の観点から詳細な司法解釈による諸利益の調整、といった動きは、我が国にも参考に値する。

以上の事例は、インターネット上での下品な通信規制に関する合憲性判断にも影響を与えるものであり⁽⁷³⁾、また、近時のメディア融合の動きとあわせて、これからの下品な表現規制に関する議論に注目しなければならない。

註

- (1) VチップのVは、「暴力(Violence)」の意味である。さらに、同条は、放送事業者が、暴力及び性的な番組のレベル付け、いわゆるレイティングを自主的に行なうことを認めている。
- (2) 1996年法においても、ホリングス(Ernest Hollings)上院議員が「典型的な子供は、小学校終了時までには、8000件の殺人及び100000件の暴力行為を視聴することになる」とのアメリカ心理学協会(American Psychological Association)の調査を引用し、全ての社会科学的調査結果を検討した後、「テレビ上の暴力と現実世界の暴力との関連性の存在を、疑念の余地なく、認定」したとの発言を行なっている。See, 141 Cong. Rec. S 3059 (daily ed. Feb. 23, 1995).
- (3) Roth v. United States, 354 U.S. 476 (1957).
- (4) Id, at 485.
- (5) その後、有名な1973年のミラー事件(Miller v. California, 413 U. S. 15 (1973).)において、猥褻判断3基準が提示された。
- (6) Ginsburg v. New York, 390 U.S. 629 (1968).
- (7) Id, at 639.
- (8) Id.
- (9) Id, at 640.
- (10) Young v. American Mini Theatres, Inc., 427 U.S. 50 (1976).
- (11) パウエル判事(Lewis F. Powell, Jr)が、この種の条例が場所、態様に基づく合理的な規制であると判示したため、同条例の合憲性が、辛うじて、承認されたのである。
- (12) Id, at 70.
- (13) Id, at 88.
- (14) WREC Broadcasting Serv., 19 FCC 1082 (1955).
- (15) Palmetto Broadcasting, 33 FCC 250, aff'd sub nom. Robinson v. FCC, 334 F.2d 534 (D.C. Cir. 1962).
- (16) Jack Straw Memorial Found., 21 FCC 2d 833, aff'd on reh'g 24 FCC 2d 266 (1970).
- (17) In re WUHY-(FM) Eastern Educ. Radio, 24 FCC 2d 408 (1970).
- (18) FCC v. Pacifica Foundation, 438 U.S. 726 (1978).
- (19) In re Citizens Complaint Against Pacifica Found. Station WBAI (FM), 56 FCC 2d 94 (1975).
- (20) Id, at 97.
- (21) Id, at 98.
- (22) Id, at 97.

- (23) *Id.*, at 98.
- (24) *Pasifica Foundation v. FCC*, 556 F. 2d 9 (D. C. Cir. 1977), rev'd, 438 U. S. 726 (1978).
- (25) その他ブレナン判事 (William J. Brennan, Jr) の反対意見は, F C C は, 放送のプライバシー侵害性, 未成年者の保護の観点から F C C に規制権限があると判断している。*Id.*, at 762.
- (26) 438 U.S. 726, at 745.
- (27) *Id.*, at 761.
- (28) *Id.*, at 780.
- (29) *Id.*, at 748.
- (30) *Id.*, 749.
- (31) *In re Infinity Broadcasting Corp.*, 3 FCC Rcd 930 (1987).
- (32) FCC, Public Notice, New Indecency Enforcement Standards to be Applied to All Broadcast and Amatuer Radio Licensees, 2 FCC Rcd 2726 (1987).
- (33) *Action For Children's Television v. FCC*, 852 F.2d 1332 (D.C. Cir. 1988).
- (34) *Id.*, at 1340.
- (35) *Id.*, at 1343 n.18.
- (36) *Id.*, at 1344.
- (37) Department of Commerce, Justice and State, The judiciary and Related Agencies Appropriation Act, 1989, Pub. L. No. 100-459, § 608, 102 Stat. 2228 (1989).
- (38) FCC, Enforcement of Prohibitions Against Broadcast obscenity and Indecency in 18 U. S. C. § 1464, 4 FCC Rcd 457 (1988), codefied at 47 CFR § 73.3999(1990).
- (39) *Id.*
- (40) FCC, Enforcement of Prohibitions Against Broadcast Indecency in 18 U.S.C. § 1464, 4 FCC Rcd 8358 (1989).
- (41) *Sable Communications of California, Inc. v. FCC*, 492 U. S. 115 (1989).
- (42) 同時に, 同規則の合憲性を問題とした訴訟が提起されていたが, F C C の聴聞手続開始のために差し戻された (*Action for Children's Television v. FCC*, No. 88-1916 (D.C. Cir. Sept. 13, 1989).).
- (43) FCC, Enforcement of Prohibitions Against Broadcast Indecency in 18 U.S.C. § 1464, 5 FCC Rcd 5297 (1990).
- (44) *Action For Children's Television v. FCC*, 932 F.2d 1504 (D.C. Cir. 1991), cert denied, 112 S.Ct. 1281-82 (1992).

- (45) *Id.*, at 1510.
- (46) Public Telecommunications Act of 1992, Pub. L. No. 102-356, 106 Stat. 949.
- (47) FCC, Notice of Proposed Rulemaking, *In re Enforcement of Prohibitions Against Broadcast Indecency* in 18 U.S.C. § 1464, 7 FCC Rcd 6464 (1992), at 6465.
- (48) FCC, *In re Enforcement of Prohibitions Against Broadcast Indecency* in 18 U.S.C. § 1464, 8 FCC Rcd 704 (1993) at 705-06.
- (49) *Id.*, at 711 (Appendix A).
- (50) *Action For Children's Television v. FCC*, 58 F.3d 654 (D.C. Cir. 1995), cert.denied, *Pacifica Found. v. FCC*, 116 S.Ct. 701 (1996).
- (51) *Home Box Office, Inc. v. Wilkinson*, 531 F.Supp. 986 (D. Utah 1982).
- (52) *Id.*, at 1001.
- (53) *Community Television of Utah, Inc. v. Roy City*, 555 F. Supp. 1164 (N.D. Utah 1982).
- (54) *Id.*, at 1167.
- (55) Cable television Programming Decency Act, Utah Code Ann. § 76-10-1701 to 1708.
- (56) *Community Television of Utah v. Wilkinson*, 611 F.Supp. 1099 (D. Utah 1985), aff'd sub nom. *Jones v. Wilkinson*, 800 F. 2d 989 (10th Cir. 1986), aff'd without opinion, *Jones v. Wilkinson*, 480 U.S. 926 (1987).
- (57) *Crutz v. Ferre*, 571 F.Supp. 125 (S.D. Fla. 1983).
- (58) *Id.*, at 132.
- (59) *Crutz v. Ferre*, 755 F.2d 1415 (11th Cir. 1985).
- (60) *Id.*, at 1418-22.
- (61) *Id.*, at 1420 .
- (62) Cable Consumer Protection and Competition Act of 1992, Pub. L. No. 102-385, 106 Stat 1486.
- (63) FCC, Notice of Rule Making, *In the Matter of the Cable Consumer Protection and Competition Act of 1992*, 7 FCC Rcd 7709 (1992).
- (64) FCC, *In the Matter of Implementation of Section 10 of the Cable Consumer Protection and Competition Act of 1992*, 8 FCC Rcd 998 (1993).
- (65) FCC, *In the Matter of Implementation of Section 10 of the*

- Cable Consumer Protection and Competition Act of 1992,
8 FCC Rcd 2638 (1993).
- (66) 8 FCC Rcd 1004.
- (67) Denver Area Educational Telecommunications Consortium,
Inc. v. FCC, 64 U.S.L.W. 4706 (1996).
- (68) ただ、「子供の保護」のために「下品な」表現を規制できることに関し
ては、争いがなかった。また、「下品な」という文言の意味に関してもあ
まり争われなかった。
- (69) 64 U.S.L.W. 4710-11.
- (70) Turner Broadcasting System v. FCC, 114 S.Ct. 2445,
129 L. Ed 2d 497 (1994).
- (71) 64 U.S.L.W. 4721.
- (72) 64 U.S.L.W. 4730.
- (73) 1996年通信品位法 (Communications Decency Act of 1996) によ
る下品な通信規制を違憲と判断したものとして, See, American Civil
Liberty Union v. Reno, 929 F.Supp. 824 (E.D.Pa 1996), Shea
on Behalf of American Reporter v. Reno, 930 F.Supp. 916
(S. D.N.Y. 1996) .

[追記] 本稿校正中(1997年6月26日)に、注73のACLU事件の最高裁判
決が下された。本事件を含む下品な表現規制に関する検討を別稿で行う
予定である。